

国海査第 261 号の 7
平成 16 年 10 月 1 日

社団法人 日本船舶品質管理協会
常務理事 武山 誠一 殿

国土交通省海事局 検査測度課長
澤山 健一

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃から海事安全行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

標記について、ご連絡申し上げます。平成 16 年 10 月 1 日付け国海査第 253 号(型式承認試験基準の改正について)により、油水分離器及びビルジ用濃度監視装置の型式承認試験基準が改正されます。これに伴い、国際海洋汚染防止証書を有する船舶で下記 1. に該当する場合は、所定の様式による英文の型式承認書を船内に備付ける義務を有します。

1. 適用

新基準は、平成 17 年 1 月 1 日以後に建造に着手された船舶に搭載される油水分離器またはビルジ用濃度監視装置について適用されます。

なお、適用日前に建造に着手された船舶であって適用日以後に油水分離器またはビルジ用濃度監視装置の新設もしくは取り替えを行う場合にも、新基準に適合したものを設置する必要があります。

2. 改正の概要

平成 17 年 1 月 1 日以降新たに設置される油水分離器及びビルジ用濃度監視装置は、決議 MEPC.107(49)に掲げる要件を満たすこととなりました。型式承認試験における新たな要件は以下のとおりです。

試験液 C として、実際のビルジの成分に近くかつ油水分離の困難な液(水中油形エマルジョン)を使用する。試験液 A 及び試験液 B は、ISO8217 RMG35 及び DMA によることとする。

試験液に水中油形エマルジョンを含むことに伴い、安定した試験液 C を作るための処理手順を追加する。

ビルジ用濃度監視装置に、日時、状況及び動作に関する記録をディスプレイもしくはプリントできる装置を追加する。

ビルジ用濃度監視装置の応答時間に関する要件を 20 秒から 5 秒に変更する。

ビルジ用濃度監視装置への故意の操作を避けるため、単純な操作を超える操作について

はシールを破って行うこととする。

3. 書類の備付け等

次の書類は、海洋汚染防止検査手帳にファイルするなどの方法により船内に備え付けておく必要があります。

(1) 国際航海に従事する船舶の場合

型式承認書(写し)または変更承認書(写し)及び英文型式承認書

(2) 国際航海に従事しない船舶の場合

型式承認書(写し)または変更承認書(写し)

4. 英文型式承認書は、油水分離器またはビルジ用濃度監視装置とがあります。